

006GCRVR

661035

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2)	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】(3)	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 井上 広樹
【住所又は本店所在地】(3)	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
【報告義務発生日】(4)	平成18年3月9日
【提出日】	平成18年3月15日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】(5)	その他



第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社アイ・ロジスティクス
会社コード	9321
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所
本店所在地	東京都港区赤坂三丁目3番3号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	セレター・インベストメンツ・ピーティーイー・エルティーディー (Seletar Investments Pte Ltd)
住所又は本店所在地	シンガポール共和国 238891、60Bオーチャードロード #06-18 タワー2 ザ・アトリウム・アット・オーチャード
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
------	--

職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1991年1月3日
代表者氏名	トゥ・ヘン・タン (Tow Heng Tan)
代表者役職	ディレクター (Director)
事業内容	投資事業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 松元 暢子
電話番号	03-3288-7000

(2) 【保有目的】(9)

純投資
-----

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	4,000,000		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 4,000,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		4,000,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成18年3月9日現在）	S	40,217,590
上記提出者の 株券等保有割合（%） （Q/(R+S)×100）		9.95
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		-

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年3月9日	株券	4,000,000株	取得	400円
		以下余白		

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

該当なし
------

(6)【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額（T）（千円）	1,600,000
借入金額計（U）（千円）	
その他金額計（V）（千円）	
上記（V）の内訳	
取得資金合計（千円）（T+U+V）	1,600,000

②【借入金の内訳】

番号	名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
1	該当なし					

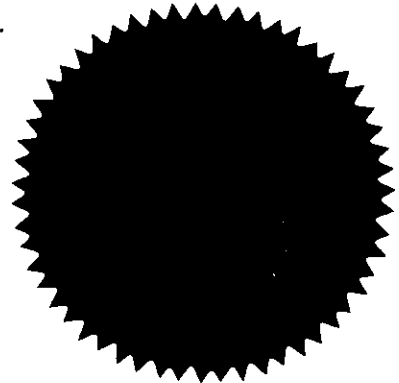


**POWER OF ATTORNEY**

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that **Seletar Investments Pte Ltd**, a corporation organized and existing under the laws of Singapore, with its registered office at 60B Orchard Road #06-18 Tower 2 The Atrium@Orchard Singapore 238891 (the "Company"), does hereby constitute and appoint each of Mr. Hiroki Inoue and Ms. Nobuko Matsumoto, attorneys of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Company, the Reports described in Articles 27-23 and 27-25 of the Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports") in connection with the Company's holding of shares in i-Logistics Corporation and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be duly signed by its authorized representative, this 9th day of March, 2006.

The Common Seal of )  
**SELETAR INVESTMENTS PTE LTD** )  
was hereunto affixed in the )  
presence of:- )



*[Handwritten signature]*  
\_\_\_\_\_

Director

*[Handwritten signature]*  
\_\_\_\_\_

Director/~~Secretary~~

[訳文]

委任状

シンガポール法に準拠して設立され、存続し、シンガポール共和国 238891、60Bオーチャードロード #06-18 タワー2 ザ・アトリウム・アット・オーチャードに本店を有するセレター・インベストメンツ・ピーティーイー・エルティーディー (Seletar Investments Pte Ltd) (「当社」) は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士である井上広樹氏、同松元暢子氏を当社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当社を代理して当社の株式会社アイ・ロジステイクスの株式保有に関して日本国証券取引法第27条の23及び第27条の25に定める報告書(「報告書」)を作成し、これを日本国関東財務局長に提出すること及び報告書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当社は、2006年3月9日、権限を与えられた代表者をして本委任状に適法に署名せしめた。

セレター・インベストメンツ・ピーティーイー・エルティーディー )  
の社印が )  
以下の者の面前で )  
捺印された )

[ヨー・リー・チョー (Ms. Yeo Lee Choo) 氏の署名]

ディレクター

[ジェフリー・チュア・シアン・ウィー (Mr. Jeffrey Chua Siang Hwee) 氏の署名]

ディレクター

上記正訳致しました。

弁護士 松元 暢子

